



八 監 第 2 1 5 号

令 和 5 年 8 月 2 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和3年度監査（上下水道局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和4年8月18日付け八監第191号により提出した令和3年度監査（上下水道局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
上水道課	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p><b>【所見】</b>  備品台帳に記載されている「電気炉」について、現物との照合を行ったところ、所在が不明となっており確認することができなかった。  また、当該物品については、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p><b>【措置内容】</b>  令和3年度監査結果において指摘のありました「電気炉」については、備品台帳の見直しを行い、令和4年6月21日付け上水第314号にて亡失・き損の手續きをいたしました。  今後は、適切な物品管理事務の執行に努めてまいります。</p>